

T: 「防災対策」出来ていますか？企業のイベント用ブースアイテムは全て防災で揃えないと危険な理由とは・・・

D: イベント用のブースを設置する際には、消防法や施行規則などの「防災規制」を守らなければいけません。防災対策を怠ると会社に甚大な損害が生まれることもあるので、注意が必要です。現在、防災規制ではいくつかの延焼につながりやすいイベント用ブースアイテムに防災処理が義務付けられています。ただ、消防法やその関連規則は今後も規制が強化されていく見通しです。もし規制が強化され、ブース用アイテムを一新せざるを得なくなると無駄なコストがかかることにも。そこで、イベントで使うアイテムはすべて防災加工されたもので揃えておくのがベストです。そのためにブースアイテム一式が防災で揃う[] [] を利用しましょう。

K: イベント, ブース

h1 「防災対策」出来ていますか？企業のイベント用ブースアイテムは全て防災で揃えないと危険な理由とは・・・

イベントでブースを出展するとき、結果に直結するマーケティング戦略ばかりに気を取られてしまいがちです。

ただ、その前提として気を付けなければならないのが、イベントに関連する規制。主に「防災規制」と呼ばれる、消防法や消防法施行規則・政令などのルールです。

確かに、「イベントでの火事なんて滅多に起きないし、最低限の規制を守っていればいいのでは？」と考えることもできます。

しかし同時に、防災対策を怠ったことで莫大な損害につながる可能性があるのも事実なのです。

逆に言えば、ルールについて詳しく知っておくだけでも、防災規制によって損してしまう可能性を限りなくゼロに近づけられるということ。

そこで、現在の防災規制とこれまでの改正から、「これから損をしないブース装飾」をするためにはどう対応すべきかまで、具体的に見ていきましょう。

h2 ブースを出すなら知らないで危険！展示会・就活イベントと「防災仕様」の深い関係

まずは、現在のイベント・ブース出展に関連する防災規制について見ていきましょう。

そもそも「防災加工」とは、燃えやすい繊維製品などに防災薬剤を染み込ませることで、引火しにくい・引火しても燃え広がりにくいという性質を持たせることです。

イベント会場で使うブースで防災アイテムが必要なのは、3つの主な理由があります。

- ・不特定多数の人が集まるため、火災被害が拡大しやすい
- ・会場が特に火災予防を徹底する必要のある場所（高層建築物・地下街）になることが多い
- ・ブース展示用のアイテムには背が高いものが多く、火を室内に急速に拡大させてしまう

このため、イベント会場で使われる、特に延焼につながりやすいアイテムは防災処理されていなければ使うことができないのです。

具体的には、カーテンや繊維製のブラインド、展示用の合板のほか、カーペットや人工芝などの敷物も規制対象とされています。

ここで注意が必要なのは、消防法では規制対象にならないものでも「会場側」から防災加工を義務付けられることが多いことです。

例えば、タペストリーやパネル、マット類などは「日本防災協会」という公益法人財団が防災加工を推奨しています。

会場管理者には一定の裁量があるので、どのアイテムに防災指定がされてもおかしくありません。

もし指定に違反すると、修正を求められる・場合によってはブースの撤去が求められることもあり得ます。

少なくとも、防災加工されていないアイテムを購入してしまうと、また後に防災加工されたアイテムを購入する必要に迫られる可能性が少なくないということ。

余計なコストをかけないためにも、ブース用アイテムは慎重に選びましょう。

そもそもブースの装飾とは？> イベント, ブース, 装飾

防災仕様のロールアップバナーを探してみる> ロールアップ, バナー, 防災

そもそもロールアップバナーとは？> ロールアップ, バナー, デザイン

h2 さらに規制強化の可能性も！イベントブース用の装飾を 防災仕様で統一しないと生まれる「リスク」とは

つぎに、これまでの防災規制の変化を背景に、これからの防災規制の変化や、そのリスクについても分析していきます。

法律や規則には変化しにくいようなイメージがあるかもしれませんが、実際は常に変化し続けています。

例えば、平成24年から30年までの間で、消防法だけでも12回ほどの改正が行われました。消防法周辺のルールである施行規則や政令も合わせると、さらに多くの改正がされています。

例えば、平成27年には、スプリンクラー未設置による火災事故が相次いだため、障害者施設などにおいて施設の大きさに関係なくスプリンクラーの設置が義務化されました。

平成28年にも、消防用設備等の点検の基準が一部改正されています。

また、これは飲食店向けですが、ごく最近の平成30年にも「糸魚川市大規模火災」の事例をふまえた消防法施工令・施行規則の一部改正がされています。

これは、これまで消火器具の設置が義務づけられていなかった小さな飲食店にも、消化器具の設置を義務づけたものです。

このように、改正の多くは「火災事故を背景にした規制強化」で、緩和されることはまれ。つまり、今後イベント会場での火災事故が発生すれば「防災指定」のアイテムが追加される可能性も十分にあるということです。

例えば、「椅子カバー」が新たに防災指定された場合を考えてみましょう。

防災加工されていない椅子カバーを持っているとすれば、それらは無条件に買い替えなくてはなりません。

12枚セットで安くても5万円はかかるので、はじめから防災加工を選んでおけば必要のなかった5万円を負担することになってしまいます。

防災処理された椅子カバーについてもっと詳しく知る > 椅子, カバー, 防災

そこまで大きな金額ではないと思われるかもしれませんが、ビジネスではこのような無駄なコストを削減するほど、確実に利益は出やすくなります。

さらに、防災加工されアイテムをそろえておくことは、もし万に一つ御社のブースから発火してしまった場合に責任を軽減することにもつながります。

火災は非常に被害が大きくなる傾向があるため、意図しない出火でも刑法でも厳しく処罰されます。

例えば、軽い過失によって火事を起こしてしまった場合でも50万円以下の罰金。

もしその火災で死傷者が出てしまったら、重過失致死傷罪・過失致死罪など、さらに重い刑法罰が適用される可能性もあります。

同時に、失火責任法という損害賠償責任も同時に問われる可能性すらあるのです。

そんな中、御社に過失がなかったこと、または過失が少ないことを主張するためにも、「防災処理されたアイテムを揃えていた」ことは、防災意識を証明する根拠のひとつとして効果的です。

消防法規制が少しずつ強化され、今後は防災加工されたブースアイテムが当たり前になっていくでしょう。

これまで見てきたように、ブースアイテムは防災加工されているに越したことはありません。少なくとも後から規制を受けて買い替えるより、できるだけ早い段階から多くのアイテムを防災仕様で揃えておく方がコスト削減にもつながります。

不安なくイベントを進めるためにも、「防災加工」をキーワードに【XXXXXXXXXX】でアイテムを揃えてみてはいかがでしょうか。